○総務省令第百二十七号

日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第三百十号）の施行に伴い、並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第三号及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第三号の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令の一部改正）

第一条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に係る対象手続等を定める省令（平成十六年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第十三条第三項第一号イからハまで」を「第十三条第三項第一号イ及びロ」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年総務省令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「第十八条第三項第一号イからハまで」を「第十八条第三項第一号イ及びロ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○財務省令第七十三号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）等の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則等の一部を改正する省令

（証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則の一部改正）

第一条　証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則（大正五年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削り、第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条　本令中市町村ニ関スル規定ハ法令ニ依リ租税及歳入ヲ徴収シ其ノ徴収金ヲ国庫ニ送付スベキ責任アル者ニ之ヲ準用ス

（支出官事務規程の一部改正）

第二条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第六十二条」を「第百三十条」に改める。

第十一条第一項第五号を次のように改める。

五　削除

第五十一条第二項中「の送信を」を「の送付を」に改める。

別紙第三号書式中「福祉施設給付金」を「労災援護給付金」に改める。

別紙第四号書式中「社会保険庁総務部経理課長」を「厚生労働省年金局事業企画課長」に改める。

別紙第六号書式中「磁気テープ」を「電磁的記録媒体」に、「社会保険庁」を「厚生労働省年金局事業企画課」に改める。

（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程の一部改正）

第三条　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官支払事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改める。

第十一条第三項中「第二号書式」を「第四号書式」に改める。

第十二条第五項中「取扱庁名」の下に「（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）」を加え、同条第十五項中「取扱庁名」の下に「（分任歳入徴収官が当該歳入を取り扱うときはその取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）」を加える。

第十七条第一項中「及び受取人」を「、受取人」に改める。

（特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正）

第四条　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第六十二条」を「第百三十条」に、「船員保険特別会計」を「年金特別会計の健康勘定」に改め、同条第四号中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改める。

第十九条第二項中「船員保険特別会計」を「年金特別会計健康勘定」に改め、同条第四項中「その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、」を「分任歳入徴収官が当該歳入を取り扱うときは」に改め、同条第七項中「場合に」を「規定により」に改め、同条第十項中「記載する」を「記録する」に改める。

第二十五条第一項中「及び受取人」を「、受取人」に改める。

第四十二条中「又は債権者」を「、債権者又は市町村」に改める。

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第五条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第六十一条ノ二」を「第百二十九条」に改める。

第二十一条の六第一項第一号及び第一号の二中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改め、同項第三号中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改め、同項第五号中「第五十九条」を「第百十四条」に、「第十九条の三」を「第二条第二項」に、「第六十一条の二」を「第百二十九条」に改め、同項第六号中「第十二条第四項」を「第百三十三条第一項」に改め、同項第六号の二中「及び船員保険特別会計」を削り、「前号まで」の下に「並びに次項第三号及び第四号」を加え、「除き、社会保険庁（地方支分部局に限る。）の歳入徴収官に係る歳入金に限る。」を「除く。」に改め、「納付書」の下に「（厚生労働省年金局の歳入徴収官が第二十一条の三第一項本文の規定により作成するものを除く。）」を加え、同項第九号及び同条第二項第二号中「第一項一般拠出金」を「一般拠出金」に改める。